

神戸市における医療的ケア児等コーディネーターの役割等について

令和4年6月29日
神戸市福祉局障害者支援課

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」 (令和3年9月施行)

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
→ 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

神戸市における「医療的ケア児等コーディネーター」の役割と配置事業所の公表

(背景)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行（令和3年9月）

- ⇒ ・ 保育所、学校等における医療的ケア児への支援（当該保育所、学校等に対する支援）
- ・ 医療的ケア児および家族の日常生活における支援
- ・ **相談体制の整備**、情報共有の促進、広報啓発、支援を行う人材の確保 など

(医療的ケア児等コーディネーターに期待する役割)

医療的ケア児の家族等からの相談を受け、その内容やニーズに対応し、関係機関と連携して地域の社会資源等につなぐ

- ・ **学校や保育所等での受け入れ相談にかかる窓口の案内**
- ・ **障害児通所支援等を含む障害福祉サービスの利用調整**
- ・ **地域の支援ネットワークへの参加** など

(配置事業所の公表)

医療的ケア児に関する相談窓口を広く市民へ周知するため、医療的ケア児等コーディネーターが**配置されている市内事業所を本市ウェブサイトにて公表**

神戸市における医療的ケア児にかかる相談体制

